

弊社提供サービス及び掲載情報に関する対応とご説明

2021年1月7日 17:30 更新

本資料について

2021年1月3日から4日にかけて、弊社提供サービス及び掲載情報に関し一部SNS等でご意見、ご指摘をいただきました。

いただいた内容について弊社及び外部の専門機関にて内容を確認し、対応及び弊社見解としてまとめたものを本資料内でご説明しております。

はじめに

当社は科学的根拠を重視したサービス・情報を提供をしており、生命科学の根幹をなす「栄養学」の視点から人々の健康に寄与することを重視しております。

厚生労働省が定める日本人の食事摂取基準2020年版に準拠し、各栄養素目標量に対する過不足について、食事やサプリメントでの摂取に関するサービス・情報提供が主たる事業内容であり、健康状態又は疾患の診断を説明する等医行為を行うものではありません。

サービス・情報提供にあたっては医師法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、健康増進法、景品表示法等各種法令を参照・遵守しております。

なお、弊社が販売するサプリメントは、お客様それぞれに適切な栄養を補うために科学的根拠を十分に確認しながら製造しておりますが、あくまで栄養補給を目的とした製品です。弊社のサプリメントは疾病の予防・治療又は身体機能の増強・回復を目的とした医薬品ではありません。

また、弊社が提供するアプリ「VitaNote」はお客様の栄養状態を記録し、お客様に不足する栄養が補給できるサプリメントをお勧めするアプリですが、疾病の予防・治療又は身体機能の増強・回復を目的とした医療機器ではありません。

ご意見・指摘内容と弊社見解と対応について

ご意見・指摘内容	弊社見解と対応
<p>『尿検査で栄養素の欠乏を調べる⇒それを補うサプリを販売する』サービス形態についてはオーソモレキュラーであり医療に該当するのではないかと。また、適切な科学的根拠が無いのではないかと。</p>	<p>当社の尿中の栄養検査技術におきましては、科学的根拠に基づいて実施を行っております。尿中排泄量を栄養評価として実施する研究は1950年代頃から始まっており、栄養状態を高精度に評価する方法として進化してきました。水溶性ビタミン・ミネラルの摂取量と尿中排泄量における妥当性も証明され、研究成果としても発表[1][2]がなされております。</p> <p>「オーソモレキュラー」とは、オーソモレキュラー栄養医学研究所が示す「オーソモレキュラー療法」であり「医療」との認識をしております。</p> <p>当社の事業（検査、サプリ）において医行為（疾病の診断、治療、疾病予防）を行うものではなく、オーソモレキュラーとは異なります。</p> <p>[1]柴田 克己, 福渡 努 「成人男性における水溶性ビタミン摂取量と尿中および血中ビタミンレベルとの関係」循環器疾患等生活習慣病対策総合研究事業(2006) http://www.shc.usp.ac.jp/shibata/H18-II-4.pdf</p> <p>[2]柴田 克己 「ヒト尿を用いる新しいビタミン栄養状態の創成」日本栄養・食糧学会誌(2013) https://www.jstage.jst.go.jp/article/jsnfs/66/1/66_3/_article/-char/ja/</p>

「ビタミンCサプリで心臓病/感染症予防」という内容の掲載情報があるが、これらの効果は現時点で否定されているものではないか。

ご指摘いただいた記事は、当社が栄養に関するエビデンスをご紹介している「VitaNote Lab」の内容の一部を参照されたものと思われます。

※全文はこちら

(<https://lab.vitanote.jp/posts/immunity-nutrition>)

当社の記事ではビタミンCに関する紹介をしていますが、心臓病についての記載は、厚生労働省の資料[1]より、感染症予防についての記載は論文レビュー[2]を引用しており、信頼できる情報です。

なお、引用に誤りがないことを専門家によるレビューも行った上で掲載しています。

また、当社の記事はビタミンCに関する一般論を記載したもので、ビタミンCサプリの効果効能を説明したものではありません。

[1] A・キャサリン・ロス, ベンジャミン・カバレロ, ロバート・J・カズンズ, キャサリン・L・タッカー, トーマス・R・ジューグラー「ロス医療栄養科学大辞典 健康と病気のしくみがわかる」(2018) 西村書店

[2] 厚生労働省(2019)「日本人の食事摂取基準(2020年版)策定検討会報告書」,
<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08517.html>(参照2020-04-16)

「サプリで翌日から抜け毛が減った」との口コミを掲載し、社員が「ビオチン等を補充したおかげ」として宣伝しているのは問題ではないか。

該当記事は、女性向けのメディアを運営している会社様とのタイアップした体験会の記事(2019年9月26日掲載)になります。

検査結果において栄養の過不足が改善した点を当社社員がコメントしている内容になりますが、内容の前後関係からご指摘のように医薬品として承認されていない商品により効果効能をうたったと読み取れる可能性もあり、記事の削除を先方メディアに依頼致しました。2021年1月6日時点で記事の削除を確認しております。

<p>2015年の掲載情報に「サプリで筋力・集中力UP」と謳っており、薬機法/健康増進法違反ではないか。</p> <p>また、「原料は全て天然素材で、人工的に加工された合成サプリメントとは異なる」と記載があるが誇大広告ではないか。</p>	<p>2015年に8月4日に発売し、2016年8月に販売終了としている商品のプレスリリースにおいて、「現代人が不足している栄養バランスを整えることで、効率的な筋力・集中力UPの実現にお応えする食品です。26種類の野菜や果物、海藻、魚などの天然素材を特殊製法で加工」とご紹介している内容で、ご指摘のように薬機法68条に抵触していた可能性があります。原料についてはパセリやクレソンなど全て天然の食材を使用しておりました。</p>
<p>VitaNoteアプリ名でユーザーがカウンセリングを受け、設定した栄養改善の目標に対してサプリメントを提案する仕組みだが、その目標の中に「老化予防（アンチエイジング）」等が存在する。</p> <p>老化予防を目標としている人にサプリメントを提案することは、老化予防の効果があることを暗示しているようにとれるため薬機法違反ではないか。</p>	<p>当社アプリ内でのカウンセリングの質問項目は直接特定のサプリメントを提案するものではございませんが、サプリメントを暗示しているのご指摘について、誤解を招く恐れがある表現であるため修正を致しました。</p> <p>修正実施反映日 iOS:2021年1月4日9時01分 Android:2021年1月4日14時48分</p>

弊社提供の商品・サービス全般のご紹介内容、また栄養に関連する情報を提供するメディア記事の内容表現等について、かねてより各種法令とも照らし合わせながら、社外の専門家/機関へのレビュー等を行い、健全なサービス/情報提供に努めてまいりました。

内容の妥当性、正確性、適切さなどについて、ユーザーの皆さまにとってよりわかりやすく、安全で価値の高いサービスや情報提供を行うため、より一層の改善・強化に取り組むべく、コンプライアンス体制の強化を実施することについても合わせて[お知らせ](#)いたします。

今後も一人ひとりにあった栄養改善体験を適切に皆さまにお届けできるよう努めてまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上

株式会社ユカシカド

東京都渋谷区神宮前5-53-67 コスモス青山 コスモスサウス3F